

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年9月10日（令和7年（行情）諮問第1026号）

答申日：令和8年2月16日（令和7年度（行情）答申第909号）

事件名：第301映像写真中隊が管理する映像・写真が分かる行政文書ファイルの件名一覧の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年3月19日付け防官文第6701号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取り消し。

関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかったことから、令和7年3月19日付け防官文第6701号により、法9条2項の規定に基づき、文書不存在による不開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、作成又は取得しておらず、保有を確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」として、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象文書については作成又は取得しておらず、所要の探索を行ったにもかかわらず保有を確認できなかったことから、不存在につき不開示としたものであり、本件審

査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年9月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和8年2月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を保有していない理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね次のとおり説明する。

ア 本件開示請求書には、統合幕僚監部から「統合訓練実施状況に係る映像・写真の収集及び編集支援」を依頼する計画についての文書が添付されていることから、本件開示請求における「第301映像写真中隊が管理する映像・写真」とは、第301映像写真中隊が各機関及び各幕僚監部等から収集及び編集支援を依頼された映像・写真であり、本件対象文書はその件名の一覧であると解した。

イ 第301映像写真中隊では、各機関及び各幕僚監部等から依頼を受け収集及び編集した映像・写真について、収集、編集を実施後速やかに依頼元へ渡し、その後は廃棄することとしており、保存期間1年未満の文書として整理している。

防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）22条においては、「文書管理者は、少なくとも毎年度1回、管理する行政文書ファイル等（保存期間が1年以上のものに限る。）の現況について、施行令第11条第1項各号に掲げる事項を行政文書ファイル管理簿に記載しなければならない」とされており、行政文書ファイル管理簿には保存期間を1年未満とする行政文書ファイルは記載していない。このため、第301映像写真中隊が各機関及び各幕僚監部等から依頼を受け収集及び編集した映像・写真についても記載されておらず、本件対象文書は作成・保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

- (2) そこで検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定に問題はなく、また、諮問庁から関係規程等の提供を受けて確認したところ、その内容及び本件に対する適用関係は諮問庁の上記(1)イの説明のとおりであると認められ、本件対象文書に該当する文書は作成・保有していないとする諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情は認められない。

さらに、上記(1)ウの探索の範囲等について、範囲等も不十分とはいえず、このほかに、本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

以上によれば、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

第301映像写真中隊が管理する映像・写真が分かる行政文書ファイルの件名一覧。